

第4回住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会

平成17年7月13日（水）

【堀部座長】 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第4回住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会を開催させていただきます。

お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

議題に入ります前に、ご出欠を確認させていただきます。本日は、石川委員、佐野委員、城本委員、森本委員がご欠席という連絡をいただいております。また、清原委員、中田委員は少し遅れて出席とのことであります。

初めに、松本大臣政務官からごあいさつをちょうだいしたいと存じます。よろしく願います。

【松本大臣政務官】 大臣政務官の松本純でございます。

本日は、委員の皆様、またヒアリング団体の皆様にはご多忙のところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

前々回の第2回検討会、6月22日に実施されましたが、総務省が市町村の実態について行った閲覧制度に関する調査結果、すなわち各市町村の審査の状況や平成16年度の閲覧件数の請求者別内訳、請求事由別内訳等についてご報告させていただきました。その上で、第1回の検討会でちょうだいしたご意見を踏まえた論点整理案につきまして、各委員の皆様から熱心なご議論をいただいたところでございます。

前回の7月4日に行われました第3回検討会、そして今回の第4回検討会では、さまざまなお立場の団体の皆様からヒアリングを行っていただくことになっております。大変窮屈な日程となっているところではありますが、国民の関心の高い課題であります。また、住民基本台帳の閲覧制度等の適切な見直しに向けまして、委員各位のご尽力と、ヒアリングを受けていただく団体の皆様のご協力をお願い申し上げまして、ごあいさついたします。

ありがとうございました。

【堀部座長】 どうもありがとうございました。

それでは、本日の議事に入らせていただきますが、今日は5団体からお越しいただいております。社団法人全国学習塾協会、日本商工会議所、日本弁護士連合会、全国消費者団体連絡会、特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウスであります。

前日も申し上げましたが、本日は5団体ということもありまして、約2時間半の会議を予定しておりますので、委員の皆様にはよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、資料の確認を事務局からお願いいたします。山口企画官、お願いいたします。

【山口住民台帳企画官】 資料の確認をさせていただきます。

次第がございまして、1枚おめくりいただきますと、配付資料の一覧となっております。

1ページ目をおめくりいただきまして、資料1は前回と今回のヒアリング団体の一覧となっております。

3ページ、資料2でございます。本日のヒアリングの出席者の方でございます。社団法人全国学習塾協会からは既にお見えでございますが、専務理事の稲葉秀雄様にお見えいただいております。日本商工会議所からは、常務理事の篠原徹様、総務部課長の栗原博様にお見えいただく予定でございます。日本弁護士連合会からは、副会長の中村順英様、事務次長の矢澤昌司様、情報問題対策委員会副委員長の清水勉様、情報問題対策委員会事務局委員の森田明様にお見えいただく予定でございます。全国消費者団体連絡会からは、事務局長の神田敏子様にお見えいただく予定でございます。特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウスさんからは、理事兼室長の三木由希子様、理事の奥津茂樹様にお見えいただく予定となっております。

4ページから資料3となっております、学習塾協会からちょうだいしています資料をつけさせていただいております。

16ページから資料4となっております、日本商工会議所からちょうだいしている資料をつけさせていただいております。

それから、21ページから資料5といたしまして、日本弁護士連合会からいただいている資料をつけさせていただいております。

27ページから資料6といたしまして、全国消費者団体連絡会からちょうだいしている資料をつけさせていただいております。

29ページから資料7といたしまして、情報公開クリアリングハウスからいただいている資料をつけさせていただいております。

40ページからの資料8、それから資料9につきましては、次第の4のところでご説明させていただきますと思っております。

それから、42ページの資料10、地方議会からいただいている意見書につきましては、一覧をつけさせていただいております。

最後に、48ページ、資料11といたしまして、前回ヒアリングにおいでいただきました社団法人日本マーケティングリサーチ協会のほうから、前回ヒアリングの内容について要望書という形でいただいておりますので、資料としてつけさせていただきます。

以上の資料のほかに、机のほうに、各団体からちょうだいしております各団体の概要の資料を配らせていただいております。

以上でございます。

【堀部座長】 ありがとうございます。

それでは、早速ヒアリングに入らせていただきますが、前回申し上げましたけれども、一団体当たり25分をめぐりまして、初めに10程度ご説明いただき、その後各委員からの質問にお答えいただく形で15分程度、計25分ぐらい質問、意見交換等をさせていただきますと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日いただいた資料及び会議録につきましては公開扱いとさせていただきます。

それでは、まず、社団法人全国学習塾協会の稲葉専務理事からヒアリングを行いたいと思います。お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。資料に基づきまして、まず10程度ご意見、ご説明をお願いいたします。では、どうぞよろしくお願いいたします。

【社団法人全国学習塾協会（稲葉）】 ただいまご紹介にあずかりました学習塾協会の専務理事をやっております稲葉と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

先日、住基台帳のヒアリングのことについてお尋ねがございましたので、お手元の資料にございますように、私どもの意見をまとめさせていただきました。できるだけ簡略に申し上げます。

まず、住基台帳の利用につきましては、私ども学習塾としては、本来の営業活動として各新学期の募集、あるいは講習会の生徒募集という形で実際にダイレクトメールを各ご家庭に送って、利用させていただいております。また、個人情報の管理、破棄につきましては、個人情報の保護に関するガイドラインというものを当協会が定めておりまして、それに基づいた管理、破棄を各会員の方たちに徹底しておるところでございます。

次に、個人情報保護についての取り組みといたしましては、JISQ15001を遵守しておりまして、プライバシーマーク制度の付与認定機関として個人情報の保護の活動を現実に私ども続けております。現在は、プライバシーマークを与えている塾の数が、お手元の数字とは違うかもしれませんが、最新情報で27社、8社が現在手続中になっており

ます。

続きまして、閲覧制度を利用できなかった場合の影響に関してですが、一つには、私ども学習塾としては、ダイレクトメールというのは営業を行っていく上でナンバーワンになる、営業の根幹になるところでございまして、これがなくなると大変大きなダメージを受けるのではないかと考えておりますが、もしそれがどうしてもできなくなるということになりますと、その次にくるところの折り込みチラシという方法を利用して、皆様に学習塾の周知をしていかななくてはならないという立場にございます。この場合に、折り込みチラシを利用すると大変高額な費用がかかるというような問題も発生いたしますし、また名簿業者がその時点であった場合に、もし購入する場合には非常に高額な金額でその名簿を購入しなくてはならないということ、さまざまな問題が発生してまいりますと、最終的に月謝、いわゆる学費の高騰になるのではないかとという心配が私どもの中でいろいろと話が出てきております。

続きまして、閲覧制度の見直しに関する意見、要望につきましては、まずは、私どもの場合は、このまま閲覧制度を存続させていただきたいということが切なる要望ではございますが、しかしながら、現在いろいろな悪用した犯罪等の問題も起きていることを受けとめますと、このままの状況で閲覧ができるとは考えておりません。やはりそれなりの制限が必要かと思っております、お手持ちの資料にございますように、一から七のような基本的に必要な身分の証明といえますか、そういった内容のものをきちんと把握されて、正規にきちんと取得できる方法を何とか考えていただけないものかと考えております。

また、特に自分の知らないところでご父兄の方が、全く知らないところから例えば学習塾の募集のためにDMが送られてくるというのは、正直言ってあまり気分のいいものではないと考えております。これについては、ご父兄の不安を取り除くためにも、まずその名簿をどこで取得したのか。その所在を把握できるような文面を私ども今後つけていかななくてははいけないだろう。単に名簿業者から買うということではなくて、例えば住基台帳から正式なルートで取得したものであるというような文言を入れたものをきちんと入れて送るとか、送られた住所をどこで知ったのかということを示すことが必要なかと考えております。

以上が私どものほうで考えている大まかな点でございます。

【堀部座長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきましたことにつきまして質問等していただきたいと

と思いますが、いかがでしょうか。

それでは、私のほうから幾つか質問させていただきたいと思いますが、住民基本台帳の閲覧につきましては、既にご存じのように、公益性の高いものに限るべきであって、ダイレクトメールについては認めるべきではないという議論といたしますか、意見もありますけれども、これについてはどうお考えになりますでしょうか。

【社団法人全国学習塾協会(稲葉)】 確かに仰せのとおりだと私も思っておりますが、ただ、私たちの活動をどのようにご父兄の方たちに知らせていくか。その中で効率の一番いい方法を我々企業人として模索するところがございますので、いろいろ犯罪等も起こっている現状を踏まえて考えますと、どうしても無理ということであればそれに従うしかないとは考えております。

【堀部座長】 学習塾協会の協会員の場合に、利用した後の個人情報破棄したりしているのでしょうか。また、具体的にはどのような形でやっておられるのか。何か協会としてそのあたりの保存期間といたしましょうか、プライバシーマークの場合そういう考え方もありますけれど、そのあたりはどうなっていますでしょうか。

【社団法人全国学習塾協会(稲葉)】 何の？

【堀部座長】 個人情報を取得されますですね。取得されたものを利用した後に、廃棄処分などはされているかどうか。またそれを何回も使われるのか。一定の年齢で集めますと、年を経れば、小学生だったものが中学生とか、あるいは高校生になり、それを使える場合もあるわけですが、そういう使い方をされているのか、すぐ破棄されたりするのか。そのあたりはどうされているかということですが、いかがでしょうか。

【社団法人全国学習塾協会(稲葉)】 私どもの場合には、学習塾というのは小学校、中学校、高校生とその年その年にダイレクトメールは送らせていただいておりますので、ほとんどの学習塾の場合は、一回取得しますと、多分その名簿は保管をし、そして次の年にまた利用すると。最終的に必要がなくなった時点では、私ども協会のほうではクロスカウンターで処分して破棄するということを決めておりますので、その辺の管理はきちんとさせていただきます。

【堀部座長】 それから、これはDM一般についてなのですけれども、受け取った側から事業者に対しまして、先ほども言うておられましたが、どこからこの情報を得たかということを知るといいですか、あわせて連絡するということもありますけれども、親の名前と子供の名前を一緒に宛て先に書いて送る場合が多いと伺っていますが、DMが来る

ことについて苦情などがあるものなんでしょうか。あった場合に、それはどういう形で処理されているのでしょうか。

【社団法人全国学習塾協会（稲葉）】 すべての学習塾に通ずるかどうかはわかりませんが、苦情があることは事実だと思います。もし苦情があった場合については、そこのご家庭には以後送らないということを一応規程の中に私ども入れておきまして、しつこい営業はしないということを原則にしております。

【堀部座長】 北村委員、どうぞ。

【北村委員】 2点お聞きしたいんですけれども、1つは、全国学習塾協会はまず加盟率といいますか、どのくらいの学習塾を代表しているのかということと、加盟の学習塾で何か問題があったときに、学習塾協会というのはいかなる責任をとられる立場にあるのかどうか。もう一点、住民基本台帳自体は届け出義務や公費で台帳をつくっているわけですが、その意味で学習塾の経営者の方はコストを負担になられていないわけですか。自分でコストを負担せずに営業活動の根幹が手に入るというのは、そのことは非常に便利なんだろうけれども、納税者としてはどうお考えになるか。

【縣委員】 座長、すみません。ついでに。

【堀部座長】 どうぞ、縣委員。

【縣委員】 子供たちが何人くらいいるかも知りたいものですから。

【堀部座長】 学習塾協会のご説明もしていただくとよろしいのではないかと思います。いかがでしょうか。

【社団法人全国学習塾協会（稲葉）】 まず、私どもの団体につきましては、現在私どもに加盟している学習塾は700社と申し上げたほうがよろしいかもしれません。大手の方が大体3割程度、全国的な中で3割程度入っているわけがございます。

先ほど、子供の数というのは、私どもが抱えている子供の数と考えてよろしいのでしょうか。これはなかなか、それこそ個人情報の問題になって、各学習塾から私どもアンケートで子供の数について聞いたことが実はないので、私たちに加盟している塾の子供たちが何名いるかということは現実的にわからないというのが現状でございます。

私たちの学習塾の団体というのは、日本には総務省の発表によると約5万近い全国に塾があると言われておりますが、現実的に私たちが把握しているのは、5万と言われていた数の中には重複して、いわゆる公文のように複数あるような塾の場合もカウントされているのではないだろうかと考えておきまして、現実には3万社ぐらいじゃないか

などというのが私の実感なんでございますが、これも何の資料もないので正確な数字ではございません。ただ、その中で700ということでございますので、全体とすればわずかな数ではないかと考えております。しかしながら、経済産業省の認可団体といいますか、いただいている団体としては私どもだけでございまして、このような形で話しができるのは私どもの団体だけという形になっております。

次に、先ほどのご質問の消費者トラブル等につきましては、私たちの中にそういう窓口を設けておまして、ほとんど毎日のようにこの個人情報の問題ばかりではなくて、消費者トラブル等も含めまして毎日のように消費者からの苦情、あるいは質問等が入ってまいります。しかしながら、この責任がとれるかといいますと、私たちが責任をとるわけにはきませんので、その都度各所轄の団体に報告させていただいておりますが、質問等についてはできるだけ的確にお答えしているところでございます。

次に、先ほどの名簿のコストをかけないで私たちが名簿の取得をするということに対しては、確かに納税者の方たちに対して、それを勝手に利用させていただいているところでございますので、そういう意味からすれば、ご指摘をいただいたとおりのものかもしれませんと申し上げるしかないというところでございます。

以上でございます。

【堀部座長】 ほかにいかがでしょうか。

【小牧委員】 5ページの上のほうに、学習塾協会さんのほうで得ている情報については、ほとんど住民基本台帳から取得しているということが書いてございますけれど、選挙人名簿の利用というのはほとんどないと解釈してよろしいのでしょうか。

【社団法人全国学習塾協会（稲葉）】 私どもはそちらのほうは利用させていただいておりません。

【堀部座長】 対象年齢が高校生まででしょうかから、選挙人名簿ですと逆に利用する意味はないというか、利用しないということになるのではないかと思います。

【稲葉委員】 よろしいですか、1点だけ伺いたいんですけれども、住民基本台帳の閲覧について、個々の塾の方が直接に閲覧されるという方法が一般にとられているんですか、それとも、何らかの形で業者に依頼をしてやってもらうというほうが一般的なのか、その辺の実態を知りたいんですけれども。

【社団法人全国学習塾協会（稲葉）】 私が認識している限りにおいては、大体大手さんの塾の場合は名簿業者から購入する率が高いのではないかと考えております。また、中小

はそういうところからというか、学習塾というのは小規模なところが大変多いんです。実態はほんとうに小規模なところと大きなところと二極化のような構図になっておりまして、小さなところは、そこの方が地域の市町村に行って、閲覧を申し込んで、ご自分で名簿を取得してくるというようなパターンが、ほぼ小さなところの塾とお考えいただければよろしいかと思えます。

【堀部座長】 荒川委員、どうぞ。

【荒川委員】 さっきちょっとコストの話が出たんですけども、今いろいろな環境破壊に対して企業がみずから環境の費用を負担して、それを乗り切っていこうというところがありますね。それと同じように、時代が変わってきて、個人情報の保護ということが非常に大事になってきて、それに対するコストを企業みずから負担すべきじゃないかという時代に入っているんだろうと思うんです。

先ほど、閲覧の場合に、6ページに書いてあるような書類をつくって、住基台帳からあなたの情報は得ましたよとか、そういうことを知らせれば安心するんじゃないかというふうに聞こえたんですが、むしろ今の時代というのは、住基台帳がそういうことに使われることに対して不安を持っているというところがあると思うんです。そういう意味で、住基台帳から相手方の住所を使っているからいいということじゃなくて、それ自体が問題という中であっては、住基台帳に頼らないダイレクトメール、ダイレクトメールそのものを否定するつもりはないんですけども、ダイレクトメールを出すやり方を考えるべきときじゃないかと思うんですが、この中で名簿を購入する場合にコストがかかるということが書いてあるんですけども、実際にもしこのままいって住基台帳の閲覧が厳しくなった場合には、学習塾協会としてはこういう方法でもって新たな名簿をつくるなりして対応するつもりがあるとか、何かそういったようなご検討はなさっているんでしょうか。

【社団法人全国学習塾協会（稲葉）】 ただいまの質問につきましては、私どもは、先ほど申しましたように、一つの方法としては、これが可能かどうかわかりませんが、プライバシーマーク制度というものを付与している機関として、個人情報に対しては真剣に向き合う姿勢を私ども持っております。ですから、当然このプライバシーマーク取得者、一つの例として、そういうマークを取得した方々については、ある意味正規のルートで名簿取得ができないかというのが私ども考えておるところがひとつございます。

また、先ほどのコストの件については、私どものほうで実際に各地方自治団体で各コスト、名簿に対して一律同じというわけではなくてそれぞれ金額が違うということもありま

して、その辺のところも今後は一律何か決まった方法が、もし閲覧ができるのであれば統一したようなことができないかというようなことも現実的に考えております。ただ、閲覧ができなくなったというときには、今のところ、私たちの代替案としてはチラシに頼るしかないのではないかというのが一般的な見解だと思います。

【堀部座長】 ありがとうございます。なお、プライバシーマークにつきましては、学習塾協会のリーフレットの活動案内の中側に「プライバシーマーク制度の運営」というのがありまして、これは日本工業規格の J I S Q 1 5 0 0 1 というのに基づいて、財団法人の日本情報処理開発協会というところが認定しております。その中で特に日本学習塾協会につきましては指定認定団体になっていまして、学習塾については日本学習塾協会がみずから審査をして認定する、こういう仕組みになっていまして、個人情報保護法がこの4月1日に全面施行されましたけれども、この保護レベルはそれよりもはるかに高いものになっています。そういうものですので、今日のお話でもプライバシーマークということが何回か出てきたと理解しております。

それでは、特にほかにご質問もないようですので、日本学習塾協会からのヒアリングは以上で終わらせていただきます。お忙しいところおいでいただきまして、どうもありがとうございました。

引き続きまして、日本商工会議所さんからのヒアリングを行いたいと思います。初めに、10分程度ご意見、ご説明をお願いしたいと思います。主として篠原常務理事からご説明いただけると伺っております。よろしく願いいたします。

【日本商工会議所（篠原）】 ご紹介いただきました日本商工会議所の常務理事の篠原でございます。今日はこういう機会をいただきまして、ありがとうございます。

お手元の資料の資料4、ページ数で16ページから20ページにわたりましてご提出させていただいている資料がございます。

別途1枚紙で日本商工会議所の機構ということで、機構図がお配りしてあるかと思えます。簡単に私どもの組織をご紹介しますと、日本商工会議所は商工会議所法に基づきまして設立されております団体でございます。会員は全国523主要都市にございます商工会議所が会員でございます。現在523商工会議所に所属しております会員総数が約149万会員でございます。そういう意味では、商工会議所全体では149万会員の個人情報を扱っておるということでもございます。

私ども日本商工会議所の中にいろいろな委員会がございますけれども、2行目の下に「運

管」と書いてございますけれども、運営委員会というのがございます。何をするとところかと申し上げますと、いわゆる総務関係。商工会議所の運営全般にわたります総務的なところを審議する委員会でございます、その下部機関といたしまして、今回アンケート調査の対象として選定しました運営小委員会という組織がございます。お手元の資料の20ページが、今回アンケートの対象にいたしました運営小委員会のメンバーの会議所でございます。

運営小委員会自身は全体で24商工会議所が所属しておりまして、メンバーはその商工会議所の事務局責任者でございます専務理事がメンバーでございます。今回、時間の都合もございまして、全国523のアンケートが時間的に間に合わないということもございまして、代表してこの小委員会24会議所にアンケート調査させていただきまして、21商工会議所から回答をいただいたということでございます。

その回答の概要でございますけれども、16ページでございます。

まず、1番目でございますけれども、商工会議所自身の業務の一環で住民基本台帳閲覧を利用しているかどうかでございますけれども、これはすべて該当がございません、使っておりません。

それから、次に3ポツのところでございますけれども、会議所の会員企業の中で住民基本台帳閲覧を利用していると思われる事業者、いわゆる名簿事業者などがいるかどうかでございますけれども、いる、いないがほぼ折半でございます。全体としまして、会員の中で閲覧制度を利用している事業者が会員としているというのは、大都市のほうが多い傾向がございました。

4ポツで、住民基本台帳閲覧制度を廃止した場合、現在利用している事業者にどのような影響が出るかということで自由に記述していただいたのが4ポツのところでございます。当然ながら、名簿事業者、信用調査業者、そういったところに大きな影響が出るだろう、あるいはビジネスが制限される、ビジネスチャンスを失うことがあるだろうという意見が多いんですけれども、一方で、個人情報保護を保護する観点からそれも仕方ないのではないかという意見も相当数ございました。

5番目でございますけれども、しからば現在の閲覧制度を存続させるべきかどうかという点につきまして回答を求めましたら、真っ二つに意見が割れました。存続させるべきというのが10カ所、やめるべきというのが10カ所、わからなというのが1カ所でございます。

6 ポツでございますけれども、存続させるべきとした場合に、閲覧の対象と目的についてどのように制限すべきかどうか、どのように考えるかという点でございます。対象や目的に公共性のあるものなどの制限を加えるべきと、何らかの制限を加えるべきという意見がほとんどでございます。変わった意見では、閲覧時に制限を加えるのではなく、閲覧後の目的外使用。結果は罰則で担保してもいいのではないかというような意見もございました。

それから、7 ポツでございますけれども、個人情報保護の観点から望ましい閲覧方法ということで、どういうやり方がいいんだろうかということで自由に記載していただきました。それが17 ページから18 ページにかけてでございます。これは後でお読み取りいただければと思います。

8 ポツでございますけれども、選挙人名簿の抄本の閲覧制度につきまして、同じように存続すべきか、あるいは廃止すべきか等々につきまして意見を聴取しましたら、これもほぼ半々に分かれておりまして、存続すべきという意見と、廃止すべきという意見が半々でございました。ただ、存続すべきにつきましても、何らかの条件、制約は課すべきであるというのがほとんどでございます。

9 ポツで、最後に、自由に意見を書いてくださいということで、いろいろコメントがございます。詳細は後でお読み取りいただければと思います。

私自身事務局といたしまして、今回21 商工会議所からの回答を見まして感じたことをご報告させていただきたいと思っております。実は、先ほど申し上げましたように、商工会議所は会員の個人情報を扱っておるということ、さらに商工会議所は検定試験をご承知のとおり実施しておりまして、年間100 万人近い学生さん、社会人の方が受験していただいております。これらも個人情報でございまして、過去の受験者のストックも含めて個人情報の厳重な管理をいたしております。

そういう意味で、商工会議所の今の全国523 の商工会議所の役職員を含めまして、個人情報保護法に基づきましていろいろな内部制度、コントロール、内部監査を含めまして、厳しいチェック体制を研修も何回も行いましてさせております。さらに、事故があった場合に備えて保険制度にも加入いたしております。

そういう意味で、現在の商工会議所の考え方は、個人情報は保護しなければいけないという点が相当徹底しております。そういうこともありまして、今回のアンケートで見ると、半分が閲覧を廃止してもやむなし、半分も厳しい制限を課してもやむなしという意見

でございます。今回出てきました意見を日商の事務局の我々なりに解釈しまして、これは日本商工会議所のオフィシャルな意見ではございませんけれども、我々、このアンケート調査を見ました日商のスタッフとして、大体こういうことができればいいのではないかと、というご提案をさせていただければと思います。

1つは、まず現行ですぐできることでございますけれども、現行でも不当な目的についてはいろいろな制限を課することができることになってはいますけれども、もう少し不当な目的につきましてカテゴリー別にブレークダウンをして、わかりやすい基準を総務省本省から各地方自治体にお示しいただくと、これを使う事業者のほうにも徹底するのではないかと考えられます。

既に2月、3月に総務省から地方のほうには、事例集ということでお伝えはいただいているようでございますけれども、もう少し細かいカテゴリー別に不当な目的の、どれがセーフなのか、どれがゴルフでいえばOBなのかということがわかるようなものをもう少しつくっていただけるといいのではないかと思います。

商工会議所の意見の中に、約半分、閲覧制度を廃止してもいいという意見がありましたけれども、ただよく我々事務局レベルで検討いたしました結論といたしましては、世論調査だとか、学術調査だとか、あるいは公共機関からの受託事業など公益目的、結果的に市民に有益な活動に使われる、あるいは有効に活用されるということも現にあるわけでございますので、現時点で全面的に閲覧を廃止、あるいは禁止するというのは適当ではないのではないかと思います。ただ、現状でいいとは思いません。やはり厳しい何らかの条件づけ、制約は課してもいいのではないかと考えております。

具体的には、まず第1に、閲覧請求があったとき、審査をもっと厳格にしてもいいのではないかとございまして。この審査の厳格化の内容といたしましては、まず請求者の本人確認をちゃんとやること。第2に、誓約書を提出させること。3番目に、請求目的と実際閲覧後の利用内容を事後に確認すること。例えば、調査の場合は後刻、成果物を出させるということで、フォローアップをするということ。4番目には、請求者の事業体、あるいは個人も含めまして、データをとった後の個人情報の保護管理がちゃんとできているのかどうかという確認。

こういったことを事前に、あるいは事後にフォローアップしてはどうかというのが第1点でございます。それから、商工会議所のほうからも一部意見がございましたけれども、不当な目的で使用された場合には、懲罰、罰則をもう少し強化することによって、エンフ

オースメントを強化するという点でございます。3番目には、閲覧の請求件数に一定の制約をかけることも考えてもいいのではないかというようなことでございます。最後に、4番目は、こういった制約を条例でちゃんとはっきりして、できるだけ全国統一的な内容のものを各自治体で条例で明らかにする、周知徹底していくというようなこと。

こういうようなことが、まだ我々の組織のオフィシャルな見解ではございませんけれども、各21の商工会議所から出てきました意見を集約したらこんなところなのかなという気がいたしております。

以上でございます。

【堀部座長】 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご質問等をお出しいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

最初に、私のほうから幾つか質問させていただきたいと思いますが、調査結果の中に黒ポツで出ていますのは、これは意見として出てきたものをこのような形で出しているものなのでしょうか。

【日本商工会議所（篠原）】 ここにご提出しております資料の黒ポツは、それぞれの商工会議所から出てきた意見を要約してございますけれども、すべて各21商工会議所から出てきましたコメント・意見の生でございます。

【堀部座長】 そうしますと、例えば4のところ、16ページですが、その3つ目の黒ポツで「著しく活動が制限され、ビジネスチャンスの喪失に繋がる」というのは、閲覧制度が廃止になればこういうことになるという意見だということなのでしょうか。

【日本商工会議所（篠原）】 おっしゃるとおりです。そういうコメントをしてきた会議所がありますということでございます。これは1つのポツが1つの商工会議所のコメントと考えていただいて結構でございます。

【堀部座長】 6の一番上にあります黒ポツで「氏名、住所を閲覧させる必要がある」というのは、今のようなことでいろいろ審査などを厳格にして、むしろ閲覧は必要であるという、この意見はそういう立場と理解してよろしいわけですね。

【日本商工会議所（篠原）】 この黒ポツの「氏名、住所は」というのは、住所、氏名のみならず生年月日から男か女か、4項目ありますけれども、そのうち2つは閲覧させて、あとの2つは閲覧から外してもいいという趣旨でございます。

【堀部座長】 そうしますと、その次の「住民票の写しの交付は自己及び自己と同一世

帯に属する者に限るべき」というのは、閲覧のほうは氏名、住所2つに限る、生年月日、性別は除いてもいい、住民票の写しについては自己または同一世帯に限るべきだという趣旨ですか。

【日本商工会議所（篠原）】　　そうです。

【堀部座長】　　それから、一般論ですが、住民基本台帳の閲覧制度につきまして仮に原則非公開となった場合に、商工会議所の会員の活動も含めまして、経済活動全般にかなり大きな影響を与えとお考えでしょうか。いかがでしょうか。

【日本商工会議所（篠原）】　　商工会議所の会員の中の名簿を活用してビジネスをやっておられる方だけの意見を聞けば、そういうことになるかと思えます。ただ、商工会議所は全体で判断をいたしますので、ビジネスの方の利益と社会一般の利益を比較考量した上で判断いたしますので、今回もそういう意味では名簿事業者には厳しい意見が出てきております。

【堀部座長】　　先ほど名簿事業と言われていますが、会員の中に名簿事業を専門に営んでいる会員も何社かあると理解してよろしいのでしょうか。

【日本商工会議所（篠原）】　　はい。実は、そういう意味では商工会議所もこれまでは名簿事業者の1人でした。と申しますのは、各市の区域の中にどういった商工業者がいるのか、ビジネスチャンス、あるいは外からビジネスをする人のために、「商工名鑑」という地区内の商工業者の名簿をつくる事業がございました。

個人情報保護法ができるまではこれは自由にやっていたわけなんですけれども、実は一昨年、2年前に商工会議所法及びそれに基づく政令を改正いたしまして、商工会議所が法律に基づいて地区内の一定規模以上の商工業者の名簿を法定台帳として備えなきゃいけないんですけれども、その法定台帳の作り方を個人情報に触れるようなものについては今回、2年前に法令改正して外しました。

具体的に申し上げますと、各企業の売上高、各企業の取引銀行先、そういったものは法定台帳の記載事項から外しまして、かつ、「商工名鑑」というビジネスしておられる方の名簿は社会のニーズがあります、行政のほうからも求められます、したがって2年前からはオプトアウト方式で、すべてこの情報は外に名簿に登載して公開していいですかどうかというのを全部お断りした上で、オプトアウト方式で名簿を今はつくっております。

そこまで厳格にやっているものですから、そういう意味で、名簿事業者には少し厳しいことになってもやむを得ないなというのが大勢ではないかと思えます。

【堀部座長】 いかがでしょうか。

【北村委員】 オプトアウト方式を採用して、どんな変化がありましたか。

【日本商工会議所（篠原）】 これは大変な手間暇がかかるわけでございまして、会社によってやり方は違いますけれども、一斉にメールを出して、オプトアウトで消してほしいという情報は印をつけて送り返してくださいとか、連絡をとって何らかの形で、ファクスなりで確認いたしますので、それは大変な手間暇はかかります。平均的に1商工会議所の会員数は全国平均ですと2,000会員ぐらいいますので、東京商工会議所みたいな大きなところだったら数万会員がいますから、大変な手間暇です。

今回、私どもの各地方から来た意見の中でも、住民基本台帳も基本的にオプトアウトを採用したらどうかという意見がございまして。ただ、これについてはコストの面で相当なコストがかかるという点も十分考慮しないと、結論は出せないと思います。

【堀部座長】 ありがとうございます。

では、ほかにご質問がないようですので、日本商工会議所からのヒアリングは以上で終わらせていただきます。お忙しいところをおいでいただきまして、どうもありがとうございました。

それでは引き続きまして、日本弁護士連合会さんからのヒアリングを行いたいと思います。今日ご出席の委員の先生方につきましては、先ほど事務局のほうからご紹介がありました。本日は中村副会長から主としてご説明していただけると伺っておりますので、早速始めていただければと思います。

最初に10分程度ご意見のご説明をお願いいたしまして、あと25分程度質問等に答えていただければと思います。それではよろしく願いいたします。

【日本弁護士連合会（中村）】 ただいまご紹介いただきました日弁連の副会長の中村です。ペーパーを出してありますけれども、この説明は担当の森田のほうでさせていただきます。

当連合会といたしまして、この問題を検討してまいりましたけれども、検討期間が非常に短期でございましたので、主としてこの問題を取り扱っている当連合会内の情報問題対策委員会、こちらに来ている清水、森田両名が所属しておりますけれども、そこでの意見集約を何とかしたという段階です。当連合会としての確定的な意見を述べるにはまだ至っていないということはお断りしておきたいと思います。

その上で、出てきた主要な意見を概括的に申し上げますと、住民基本台帳がいわば公的

認証、住民の利便ということにある。本来、行政の情報というものは市民と住民に幅広く利用が認められるべきである。そういうことから、これまで公開の原則がとられてきたということは基本的には理解できる。59年段階ですから大分古いですけども、実は前の改正のときの当連合会意見の、基本的なベースはそこにあったわけであります。

さらに、住民の利便ということからいえば、特定の利害関係を有する者が、本人でないとしても所在を確認するということのための利用ということは今後とも継続されるべきだと。今回、直接の対象にはなっておりませんが、例えば住民基本台帳法の12条における「何人も」という原則は基本的には不当な目的以外は維持されるべきだろうと。ただ今回、この時代、個人情報保護法が制定されて、個人情報に対する市民の権利意識も高まり、情報のデジタル化によって、住基の4情報といえども他の情報と容易に結合して、プライバシーの侵害ということが起こりやすいという中では、住基の4情報も基本的には市民の自己情報のコントロール権の対象になる。先ほど申し上げたデジタル化によって瞬時に大量の情報があっちこっちへ出回ってしまうということからすれば、少なくとも現在行われている無差別大量に閲覧するという原則に相当厳しい制限が必要になったということとは否定できない。

そういったことから、大量の無差別の閲覧に関しては、原則的には廃止する方向を考えるべきであり、特に公益的な世論調査・学術調査等については一定の要件のもとに認めていく、大ざっぱに言えばそのシステムをとらざるを得ないのではないかというのが、情報問題対策委員会の、今のところ比較的多数の意見であるということが概括的なところでございます。

基本的にはその趣旨に従って、このペーパーが作成されておりますが、そちらの説明については森田のほうからさせていただきたいと思っております。

【日本弁護士連合会（森田）】 では、森田から若干補足の説明をいたします。

お手元の資料でいいますと、通し番号で23ページあたりからごらんいただきたいと思うんですが、基本的な考え方は先ほど中村副会長が申しあげましたように、特定人に対する閲覧については残すとしても、現行のいわゆる大量閲覧については基本的に原則禁止をするという立場であります。

そうなりますと、じゃあ、どういう場合に例外として認めるべきかということになるわけですが、その点が23ページ、下のほうからございます。

1つは、いわゆる公用目的なんですけど、これについては一般的に認めるという考え方の

ようですけれども、当連合会の立場としては、公用といっても一定の絞りをかけるべきであるという考え方であります。それは、警察等の利用の仕方を見ても、これが十分なチェックをされずに広く使われているという実態があるように思われます。

そういう意味で、請求するに当たって、24ページにありますように、官公署による請求であること、それも職務上の請求であること、これについてきちんと裏づけをとるということです。さらに、個人を特定せずに請求する必要があるということ、その請求書の中に明示させるということも必要ではないかと思えます。最小限そういったチェックを公用についても行うべきであるという考え方です。

次の問題は統計調査の問題ですけれども、これについても一定の絞りをかけて、必要最小限、最小限と言っていいか、実は議論があるんですが、絞った形で認めるべきであるという議論なんですが、実を言いますと、その絞り方についてはいろいろ議論があります。

まず主体で絞るかどうかが。これは現行の今つくられている制限条例などは主体で制限するということがされていますけれども、そこで果たして制限し切れるのかどうかという点は、むしろ議論になっております。むしろやろうとしている調査の内容を見て、目的の正当性、あるいは公益性といったものを要件にしていくべきではないか。

さらに、その調査をする上で住民基本台帳から対象を抽出しなければならない、その必要性について明らかにさせるべきであると思えます。

さらに、提供した個人情報の管理、利用、廃棄についての適正にされるかどうかのチェックといったものも要件にする。

そのように考えますと、実際認められる統計調査というのはそう多くはないのではないかと。そうだとすると、現場の職員が決めるということよりは、むしろ個人情報保護審議会といったものに諮問するという形でチェックをする。逆に言うと、そういうチェックをするような程度の、審議会に対応できる程度のものしか認めないという前提での許容範囲ということになるかと思えます。

さらに次の点は、ダイレクトメールの問題であります。これは実は当連合会の中でも相当いろいろな議論がありました。ダイレクトメール目的の大量閲覧を無制限に認めるべきではないということではあるんですけれども、どういう観点から絞るかという点です。

まず、原則として認めるべきではないという理由については、25ページのところに理由として挙げられています。これは一般的に言われておりますので繰り返しませんけれども、少なくとももともと法律がこのような利用の仕方を想定したものではなかったという

ことは改めて確認する必要があるのではないかと思います。

それと、ダイレクトメールそのものが悪であるという考え方では決してないわけで、住民基本台帳を使ってダイレクトメール送付に積極的に、言ってみれば協力するような必要まではないのではないかとというのが基本的な立場であります。

ただ、これについては、ダイレクトメールの一定の意義を認めた場合に、プライバシー権との調和という意味では、オプトアウトの採用をする、そういう仕組みができればそれは1つのやり方ではないかという意見があります。

あるいは次のページで、地方自治体で条例による規制を広く認めるということで、むしろ自治体の主体性に任せるという考え方もあります。ただ、いずれもそれで十分プライバシー保護に対応できるかという議論もありまして、この辺はなかなか固まった議論にはなっていないんですけれども、基本的にはダイレクトメール送付を目的とする利用は一定の制限をすべきであるというところであります。

それと選挙人名簿の点については、実はこれはあまり議論が煮詰まっておりません。26ページのところで書かれたものを見ると、むしろ住基よりも広く許容するような言い方になっておりますけれども、これは積極的に広く認めるべきだということではなくて、これは率直に申しまして、私ども十分実態を把握できていないということがありますので、制限するについての十分な根拠がないということで、このような言い方になっております。

ですから、これも実情に応じた形で必要な範囲での利用に抑えていくという方向性は今後考えていく必要があるかと思います。

私からは以上でございます。

【日本弁護士連合会（清水）】 清水です。若干補充させていただきます。

私のほうでは住民基本台帳が自治事務だということを改めて考えるべきではないかということを考えておりまして、情報の管理というのはそもそも国が全国の二千幾つの自治体の管理の仕方を一律にこうしなさいと言ってもなかなか難しい問題で、特に住民基本台帳について言うと、各市町村が責任を持って集め管理していくべきものだというふうに法律の仕組みがなっていますから、そういうことからすると、閲覧制限の問題についてもそれぞれの自治体でどういう場合が不都合だというものについて、具体的な形にしていくということが尊重されていいのではないか。それは国のほうで一律に決めてしまった場合、ある意味自治体は考えないで、法律に規定されているんだからこれは見せなくていい、あるいは見せても構わないんだという形になって、実際自分たちが責任を負う立場にありな

がら、国が言っているからいいんだ、だめなんだということでは、やはり自治事務として住民基本台帳の管理というものについて責任感は高まっていかないんじゃないか。

自治体の実務では個々の事例において、応じるべきかどうかというせっぱ詰まった問題が出てくるわけですから、そういったときに自治体の意思として、こういう基準でやっていますと。その理由はこうですという説明ができて、それを執行していくという形が重視されるべきで、その運用の中で問題が起こってくるならば、法律を改正するまでもなく条例の改正によって変えていける。いい条例ができたところについてはよその自治体もその条例をまねてつくっていくという形が、情報の管理のあり方としては柔軟性を持って、必要なもので、よりいい管理の仕方、基準というものはどんどんあちこちで採用されていくという形のほうがいいのかなと思うんです。

いったん法律でつくってしまって、ある面が保護されるけれども、そこから漏れたものは保護されないという形ですと、その次改正されるのは何年後かというような、またこういう会議を何回も持って、それで改正できるかどうかという議論は、情報の管理の進め方としてはいかがなものか。基本的な考え方はどうあるべきかというところを、住民基本台帳法の改正を含めて考えるべきところはあると思うんですけれども、細かいところまでについては、私は条例で各自治体が決めていくというところでもいいのではないかと考えています。

【堀部座長】 ありがとうございました。

それでは、ただいまの日弁連からの意見につきまして、質問などをお出してください。いかがでしょうか。

【清原委員】 ただいまのご意見の中には、普通の市民の方々がこの住民基本台帳の大量閲覧等に関して直面している諸問題について大変多元的に指摘していただいたので、私たちの自治体の実務をあずかっている者の実感と大変一致するところがあると伺っておりました。

特に、例えば25ページの「オプトアウトの採用」というところで、例えばオプトアウトの行動を求めることはプライバシーの意識も深まるんだけれども、不注意でオプトアウトの手続をしなかった人の情報が流れることは構わないのかということで、具体的にオプトアウトの可能性について、よしとしながらも、具体の場面での懸念を整理されています。

また先ほど、次に26ページになりますが、自治体が自治事務として主体性を持って条例等で対応すべきであるという、そういうご意見が強いようでございますけれども、例え

ば最後の黒ポツのところでは、「自治体が住民の意向を反映して十分な保護措置をとると期待してよいか。そうでない場合に、やむを得ないですむか」と。つまり、自治事務だけでも、自治体も多様でございまして、このような問題について、もちろん積極的に住民の皆様のお立場に立って、条例等で対応する自治体もあれば、そのほかに優先順位の高いものがあれば、これらが遅れるようなこともあって、自治体の自治事務と言いながら、非常に多様性が生じているのが今現在の状況でございます。

そこでご質問でございますが、例えばオプトアウトの採用の際に、ここに書かれておりますようなこと以外で住民サイド、国民サイドに立って、より適正な運用ができるための留意点について、さらにお気づきの点がありましたら教えていただきたいのと、もう一つは自治体が自治事務としてしていく場合に、しかしながら、最低限とおっしゃった、国として一定のガイドラインというか、基準的なところは定めるべきであるとおっしゃった部分は、今日のご報告のどのあたりまでを想定され、その上でなお自治体が条例等で定めるべきところはどのような項目であるか、その辺についてもご示唆をいただければと思います。

以上です。

【日本弁護士連合会（清水）】 清水のほうからお答えします。

オプトアウトについて言いますと、これはほかの案件ですけれども、住基ネットの場合について、横浜市がオプトアウトを認めるという形になったときに、住民の中でかなり勉強会をしたりとか、さまざまな意見交換がなされる中で報道などもされ、自治体からもういうものですということを説明され、相当期間をもって説明する中で選んでいくということをされたために、実際にオプトアウトされた方というのは決して一部の問題関心の高い方だけではなくて、年齢層を幅広くそれを実行されているという状況があります。

そうしてみると、横浜市のように何百万という都市でそういうことができるということからしますと、それ以外の都市はほとんどみんなそれより小さい都市でありまして、やはり自治体と住民がこの問題の重要性を意識して取り組んでいくなれば、相当保護されるべき人というのは保護の対象になっていくのではないかという気がします。

現に私も横浜市にいたときにオプトアウトできる時期だったんですけれども、全くごく普通の、活動家ではないようなお年寄りとか、小さい子供を連れてお母さんとか、そういう方が手続に来ていたのを見ましたけれども、やはり自分にとって重要な問題だということがわかると、住民というものは結構動くものだというのを実感しました。80万人とい

う数字が出ていることからすると、小さい自治体、例えば数千人とか数万人の自治体でそれぞれがきちんと問題意識を持ってやっていくなれば、間違いなくこれはその中でも問題意識が高まってくるでしょうし、報道も相当報道されたりということになって、自分が選んでいくということの重要性がかなり注視されていくのではないかと思います。

それが基本的な考え方として、制度設計としては、そうはいつでも行政として当該自治体として、選ばない人も含めて、このラインまでは閲覧制限をしたほうがいいのではないかと、このものがそれぞれの地域で一定の類型はあると思います。私も住民課の職員何人かと話をしたことはありますけれども、そういった人たちの意見からすると、「うちの地域ではこういう問題がよくあってね」というのがそれぞれの自治体でよくあります。たしか県単位ぐらいで、年に何回か戸籍と住民基本台帳に関する研究会をやっています。ああいう中で今どういう問題が起こっているかということをよく意見交換しているわけですが、そういう中で自分の地域あるいは近隣の地域でどういう場合が問題が起こっているかということ、事実を、言ってみれば立法事実ですけれども、それを把握することができるわけで、それをどこまで制度化していくかということはかなり可能なのではないかなと思います。

大枠としての最低限のラインはどこかということでは、森田のほうから先ほど説明したように、原則はやっぱり大量閲覧というのはだめだろうということは大枠として言えると思います。ただ、例外の場合をどこまで認めるか。例えばダイレクトメールについてどこまで認めるか。例えば学生が卒論に地域調査をしたいという場合に、それはだめなのかとか、そういうことを考えると、それはいいのではないかと、だめだという自治体と、私はそれはあり得るのかなと。

それを法律で一律に全部だめと言ってしまうのはどうかと、思っているところがありまして、大枠の大量閲覧はまずいというのは一律、私たちはみんな思っているんですけども、そういった学生ですとか、ダイレクトメールの場合でも、先ほどもちょっと報告があったかもしれないけれども、小さい学習塾などが地域にダイレクトメールを出すということは必ずしも不合理ではないのではないかと、議論もなされておりまして、そこも法律で一律だめというのがなかなか言いにくい。基本的には問題がある。したがって例外的に許容するという形にならざるを得ないんですけども、その範囲がこちらの委員会としてはまだまとまっていないという状況です。

【日本弁護士連合会（森田）】 森田から若干意見を申し上げます。

オプトアウトの点なんです、実は私はどちらかというと反対派で、非常に議論になっているところなんです。1つは、私も横浜市民なので非通知申し出などしましたけれども、やはりあれにかかる負担は相当大変なものがあったと思います。もうちょっとそれがスマートにできるのであればいいのかもしれないんですけども、果たして具体的にどういう形でやるのか。ダイレクトメールだけに絞ってのオプトアウトで果たしていいのかという問題もありますし、その辺の制度設計がなかなかイメージできないということが1つと、あとやはり原理的にこの4情報もプライバシーの中身ということであるとすれば、それが原則として流れてもいいんだ、申し出をした人だけ保護するといういき方が果たしてどうか。その辺の原理的な問題があって、私自身は積極論ではなかったところです。

清原委員でしたか、こちらの中でもむしろオプトインを採用すべきだというご意見があったかと思うんです。

【堀部座長】 清原委員ではないです。ほかの委員です。

【日本弁護士連合会（森田）】 失礼しました。そういう意見もあったと思うんですけども、オプトインがむしろ技術的に可能であれば、むしろそういった方向のほうが筋としては通るかなと思っております。

ちょっと個人的な意見が入りましたけれども、議論の状況としてはそんなところです。

【片木委員】 今の点にちょっと関連させながらお尋ねしたいと思うんですけども、21ページの「当連合会の基本的立場」の①「自己情報コントロール権を情報主権として確立すべき」というご意見だと理解しますが、私は不勉強なものですから、その内容を少しご説明していただきながら、今おっしゃったオプトイン、オプトアウト、それから大量閲覧はだめだという3つぐらいキーワードみたいなやつが出てきているんですけども、その間をどう考えたらいいいのかわちょっと私も悩んでおるといいますか、迷っておりますので、そこをご説明をしていただきたい。

先ほどご議論がありましたように、自治事務であると。ですから、地方団体でその原点に戻って議論して裁いていかなきゃいけないという基本的立場のお話もあったんですが、ご案内のとおり、地方団体の条例は法令に違反しない限り制定できるということですから、現行法ですけども、これは地方分権改革のほうでどうなるかまた議論はあると思いますが、それはとりあえずおいておかざるを得ないとすれば、今の時点で法令の範囲内で条例をどうしなきゃいかんという流れになりますと、住基台帳法がありますからどうしても地方団体の方とされてはどのようにいいか迷いが出るといいますか、ですから結局、おっしゃ

ったことは立法論として住基台帳法の中でもう少し自由な裁量権みたいなものを条例のほうにゆだねるという立法案の提案ということになってくるだろうと思うんですけども、そういう流れの中で、21ページの自己情報コントロール権ですね。私もこれ前からお聞きしたいなと思って、ほかの専門の方にもお聞きしたいと思っているんですが、基本的人權として確立しつつあるのかどうか。もし確立しつつあるのであれば、自分で自分の情報をどうするか決めるということにつながりますから、それはオプトアウト、オプトインの議論になってくると思いますし、それに何か公益性をどうかぶせて大量閲覧を禁止する、そういう話になるのか、その全体の法律的な観点のお考えがありましたら教えていただきたいと思います。

【日本弁護士連合会（清水）】 いい質問をありがとうございます。自己情報コントロール権というのは非常に難しいところでして、隣の堀部先生もずっとご苦労されているテーマなわけですけども、実務家から見ますと、理念系としての自己情報コントロール権はわかるけれども、現実社会においてそれをどう生かしていくかというのは非常に難しい問題で、国によっても時代によっても地域によってもその価値観、考え方は非常に違うものですから、いったん問題が起こると非常に鮮明になってきたりする部分があったりするわけで、個人情報の大量な漏えいが起こりますよということは当連合会の情報問題対策委員会は数年前から言っていたことで、しかし、それは実際に起こってみないとなかなか実感していただけないというのが昨今なわけですが、自己情報コントロール権というものの一般的認識が高くなったのも、大量漏えいの問題が出てきたということが背景としては非常に大きいと思います。

こういう社会的な問題意識の高まりの中でこの権利というのは現実化して行って、形になっていき、では、どういうことを認めることが自己情報コントロール権なのかということが、一人一人が求めていく中身になっていくわけです。従来であれば住民基本台帳を管理するのは役所なわけだから、そこが集めて、そこで責任を持って管理してくれればいいですよということだったろうと思うんですけども、それが実はいろいろな形で使われているということがわかってきて、中には犯罪に使われていることもあるのではないかな。さらには欲しくもないようなダイレクトメールがやたらと来るじゃないか。その原因が、どうもあちこちで聞いてみると住基台帳らしいということになってくると、私の情報を何でそんなに勝手に役所は見てしまうのかというところで、そこが個々人にとっての自己情報コントロール権の問題意識の芽ばえだろうと思うんです。

そういったときに、行政の側として責任を持って管理する、公的な立場で管理するということと、個人の意思でコントロールしていくということと、どう組み合わせしていくか、それは公共的に使うという場面、公共財産という面も役所が持っているデータ、情報にはあるわけですから、それを役所が私物化、独占化していくのではなくて、公共的な財産として使っていくという面と、個人の自己情報コントロール権、個人のプライバシーをどう守っていくかということのバランスを真剣に考えなければいけなくなったというのが、今日、こういった場面になっているんだろうと思うんです。

ですから、自治事務と私が申し上げたのも、今日のお話の冒頭に申し上げたように、国が守るといってもこれは無理がある。東京都が守るといっても無理がある。やはり、それは市区町村が自分で集めたものですから、自分で責任を持ってやっていきましょうと。そのかわり、地域の住民の福祉やさまざまな利便のために集めているものなわけですから、それをどのように使うかということについては、やはり住民の利害を十分配慮してやっていかなければいけないのではないかという中で、自己情報コントロール権という一つの考え方を使うことによって、言ってみれば、行政が今まで管理してきたことに対するカウンターになっていく手段ではないかと考えています。

ですから、当然のごとく、どうすればそれが解決になると決まりません。どう解決していくべきかということはおぼろげながら今見えてきたという状況ではないかという気がします。

【宇賀委員】 写しの交付のほうなんですけれども、先ほどはこちらのほうはこのままでもよいとちょっと聞こえたんですが、写しの交付についても実際に乱用の例がありますし、中には犯罪目的で乱用された例あると聞いています。確かに不当な目的の場合には請求を拒むことができますけれども、不当な目的が有効な縛りにならないというのは閲覧の場合と同じだと思うんです。ですから、日弁連の中で写しの交付について生じている問題についての対応、立法論、あるいは運用について何か議論があるのか。もしありましたら、そのあたりのことも教えていただきたいんですけれども。

【日本弁護士連合会（中村）】 現状では写しの交付について積極的に制限を考えるべきだ、今以上の制限を強化すべきだということでの議論はされてはおりません。閲覧の場合でもそうなんですけれども、例えばダイレクトメールなんかの場合でも、本来ダイレクトメールの利用だけにとどまる、ダイレクトメールそのものが目的としてだめか、いいかという議論と、ダイレクトメールを名目にして、1回限りのダイレクトメールじゃなくて、

それを自分のところの名簿に置いて他へ流出させるとか、目的外使用とか、いわゆるダイレクトメールを理由とした悪用・乱用の部分と、少し区別した議論をすべきだろうと、先ほどのにちょっと関連して申し上げますけれども、写しの交付等につきましても、原則、まさに住所、居住というのは公証機能ですので、これは少なくとも利害関係のあるものが所在の確認のために利用するというのは、基本的には制限されるべきではない、筋として。

ただ、それがこういうひどいことに悪用されたではないかという例は、確かにはないとは言えないと思いますけれども、むしろそれによって、だから一般の公証的な個別の利用が原理原則的に制限されるべきだというふうにはならないのではないかというのが、これまでの、大量閲覧に関連して、要するにここも「何人も」になっており、12条も「何人も」になっている。さらに戸籍も、一応制限はありますけれども、ですね。ここの11条が何人が制限されると、次の議論として12条戸籍のほうにくるのかなということもちょっと考えた上で、多少担当のところは議論した程度ですけれども、現状の議論はその程度でございます。

あるいは補足することがあればちょっと。

【日本弁護士連合会（森田）】 率直に言うと、実は弁護士は写しの交付を日常的に利用しておりまして、そういう意味じゃ全く利用者側の立場ということになりまして、おそらくこれを制限するという議論は当連合会では非常にしにくいという実情があります。

ここでの議論はむしろ、12条の問題と11条の問題は区別をして、閲覧の問題は閲覧の問題できちんと議論するというのが現在の日弁連のスタンスですので、それを両方議論しようとするとなかなか難しい状況があるということだけ申し上げておきます。

【中田委員】 横浜市のごことはとりあえずおいておきまして、別のことをお聞きしたいんですが、さすがに日弁連さんのご意見なので非常に社会全般にわたる多角度的なご意見が多かったように思うんですけれども、逆に絞ったところをお聞きしたいんです。今後公共目的ということについては、閲覧というものについてまだまだその必要性を認めるということで各種の議論のある中で、その論調というのはやはり存在するわけですけど、公共目的ということについて、その範囲とか、こういったことについての議論は日弁連の中でなされているかということについてお伺いしたいのが1点。

もう1点は、弁護士活動について、今少し触れていただいたんですけれども、先ほど社会全般かつ多角度的な話がございましたが、むしろ弁護士活動について話としてはなかったと思うんですけれども、いわゆる公用閲覧ということに関して、請求理由の明示を求め

るということについての議論もあります。これも個人のプライバシーということとの当然絡みが出てくるわけで、警察や弁護士の職務上の請求について、例えば警察であれば捜査上の秘密で、あるいは弁護士であるならば守秘義務上の請求理由を明かせないという事情などもあると思いますけれども、これについては現状、公用閲覧での請求理由の明示ということについていかなるご見解をお持ちかということについて、2点お伺いしたいと思います。

【日本弁護士連合会（森田）】 初めの公共目的の範囲、これはなかなかまだ詰めた議論まではされていませんけれども、1つには我々はまだ十分実態が把握されていないということがあります。警察・自衛隊関係が相当広く使われているのではないかと。警察も捜査かどうか不明な段階での利用がされている。それが果たして現行のように広く認めていいのかどうかという点についての疑問を持っているというところですが、ただ、率直に言って、これをどこまでにすべきだということまでの実態把握なり、それを踏まえた議論というのはまだされていない状態です。これは今後の課題ということにしたいと思います。

それと、弁護士活動に関連して目的を明示するかという問題ですが、少なくとも請求をする段階では、写しの交付でいいますと、相当具体的な目的の明示が求められてきているということですから、それはそれでしょうがないのかなという感じはいたします。ただ、もう一つの問題は、閲覧請求をした請求書を本人からの本人開示で出すかどうか、あるいは一般的な情報公開をするかどうかというレベルの問題があるわけで、その段階になると、確かにある特定の人について調査をしているということが知られるというのが一定段階ではまずいという場合はあり得るかもしれません。

ただ、いずれにしろ、弁護士活動との絡みでいいますと、実際には閲覧のレベルではおそらくほとんど、弁護士が閲覧をするということはあまりないわけで、むしろ写しの交付を利用するというほうが大部分だと思います。そういうことで言うと、あまりそのことについてここで議論することはないのかなという感じもしているんですけども。

【日本弁護士連合会（中村）】 先ほど申し上げた特定の利害関係がある者が特定の人間についての情報請求をする、それに弁護士が介在するというケースが99.99%だろうと思いますので、これはちょっと議論の場を分けていただいたほうがよろしいかなと思っております。

【日本弁護士連合会（清水）】 最初の公共目的の範囲の議論の関係ですけれども、熊本市が閲覧制限の条例を一番最初につくっていると思うんですけども、そもそも問題にな

った事件というのは、警察が日常的に市民課に入っていて戸籍や住民票を見ていたということが事の発端になっているんです。でき上がった条例自体を見ますと、1条のところは、事後的なチェックが入らない仕組みになっていまして、公共目的であれば何でも構わないという仕組みになってしまっているんです。むしろ市民の側からすれば、役所に情報を預けているというのは、そこで適切に使われる、官に使われるということを信頼して置くわけでありまして、住民基本台帳はあくまでそこにかかわる事務のために預けているはずのものを、役所同士の都合で勝手に使われるというのは非常にそれ自体問題があるわけですし、今回の閲覧制限条例を各地がつくっていくという動き自体は私はいいことだと思うんですけども、役所の側はフリーですよということは非常に問題があるかと思えます。

したがって、弁護士会、我々業務においても請求する場合の特定性の問題、目的の明示ということは考えていかなければいけないと思えますけれども、行政機関は、一度入ったら我々は自由に使えるんだという考え方は改めていただきたいと思えますし、それはやはり制度の中でもそういった条例の中でもチェックする仕組みというのはつくっていただきたいと思えます。

【堀部座長】 ありがとうございます。ほかにもいろいろご質問されたい方もおられるかと思いますが、また事務局を通して幾つか質問させていただくこともあるかもしれませんので、その節はよろしくお願ひしたいと思います。今日は大変貴重な資料をご専門の立場から作っていただきまして、参考にさせていただきたいと思えます。どうも長時間にわたりましてありがとうございました。これで日弁連からのヒアリングを終わります。

次に、全国消費者団体連絡会さんからのヒアリングを行いたいと思えます。神田事務局長からご説明いただくわけですが、約10分程度ご意見をお述べいただきまして、あと15分程度質問などに当てさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

【全国消費者団体連絡会（神田）】 ただいま紹介いただきました全国消費者団体連絡会の神田でございます。よろしくお願ひいたします。

私どもは全国の消費者団体で組織されておりますネットワーク組織でございます。地方団体と言われる消費者団体と県レベルの消団連が合計44団体入っております。そういった団体ですので、私が1人で1団体の意見を言うという形にはなかなかありません。いろいろな団体のいろいろな意見がある中で、今日は少しお話しさせていただくということになります。

今日は27ページから資料をつけておりますが、簡単なメモ程度でほんとうに失礼だと

思っております。それから表現が、素人なものですから不正確なところもございますので、補足をしながらお話をさせていただきたいと思っております。

まず、基本的な考え方ですけれども、私たちは特に住民基本台帳の閲覧制度についてとりたてて議論したということは、このお話をいただきましていたしましたけれども、それよりも前の個人情報保護制度をつくるときにいろいろ議論をしております。そういったことをもとにして今回の発言になっていると思っております。

住民基本台帳の閲覧制度につきまして、この前、機関会議のところで話し合いをいたしました。個人情報はいくまでも本人のものである。そしてこの制度についても個人情報の保護を優先するということが基本にすべきであるということ、住基台帳閲覧の4情報もまさしく個人情報であるので、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律がございますね、その考え方を基本とすべきであるということでは全体が一致しております。

そうはいいまして、具体的な内容に入りますと、先ほど申し上げましたように、私どもの会員の中にも両論ございまして、例外なしで全面禁止すべきだという強い意見も確かにたくさんあります。ただ、それだけでは一面的ではないかという意見もまたございます。

そもそも法の目的はあるわけですし、その目的を逸脱してはいけない、このことは重要だと思いますけれども、現実的に世論調査等に利用されてきているということがあるので、即全面禁止というわけにはいかないだろうという意見も一方でございます。

制度を見直すのですから、現状を踏まえて、平たく言えば悪いところは排除して、よいところ、あるいは必要なところは生かすという視点に立って考えるべきであるというところが落ち着いたところであろうかと思っております。

以上の点を基本視点として、こういったメモを提出してお話しさせていただきたいと思っております。まず、だれでも自由に閲覧できる閲覧制度というのは、先ほど言いましたように、個人情報保護の立場からすると廃止をすべきだということです。営業の目的の閲覧は排除されるべきということです。

ただし、例えば閲覧できなくなった場合、社会的に、あるいは公共的にどんな支障があるのかということをもろんきちんと検証した上でのお話ですけれども、学術研究ですとか世論調査など、公益あるいは公共性の高いと思われるものに限定して閲覧を存続させることはやむを得ないと考えています。

その場合、学術研究ですとか世論調査等の定義はやはり明確にしなければいけない。使用目的や閲覧情報の使用後の報告書、そういった提出も義務づける必要があるのではない

か。目的以外に使用されないような手だてを考える必要があるのではないかと考えています。

じゃあ、それは何なのだと聞かれますと困るわけですが、それは専門家にきちんとチェックをしていただいて、どうやったらできるだけあいまいさが残らないようなシステムができるのかということは考えてほしいなと思っています。

例えば公益性とは何かとか、例えば閲覧できる団体を明確にするとか、そういった基本的なことはきちとした上で、閲覧の存続をしてもやむを得ないんじゃないかなと思っています。

廃止の理由というのは、ここはこれまでも言われていることですが、書いておきました。制度ができたころと社会的な状況が変わってきて、個人情報保護の観点が重視されている現状にある。無差別にダイレクトメールが届く、迷惑行為が氾濫している、これは私ども消費者団体のところにも、私どもは相談をしている団体ではないんですが、いろいろそういったお電話も入ってきたりしております。それから、架空請求や振り込め詐欺などの犯罪に悪用されている。母子家庭を襲った事件も起きている。無原則に他人に自分の情報を見られたくないという、非常に素朴ですが、そういった意見も尊重すべきではないかと考えています。

さらに加えますと、こちらの総務省のほうで先日発表なさいました調査報告を見ますと、圧倒的に営業活動の活用が多い。約70%ぐらいあったと。これは本来の目的に大きく外れた活用ではないかと考えております。これが私どもから大きく外れた活用であって、ここがいろいろな問題のもとになっているということは1つ事実であるのではないかとすることは言えると思います。

それから、住民基本台帳については、私どもはオプトイン方式を導入すべきではないかと考えています。調査に協力してもよい人のみが閲覧リストに入るようなシステム、私どもはほんとうに素人ですから、どういう困難さがあるのかということにはわかりませんが、冒頭に申し上げましたように、個人情報自分のものであるということを重視しますと、やはりこういった形で個人の情報がどう使われていくのか、自分が了解した上で使われるという、それは基本にすべきであるというところからこういった意見になっています。目的外の理由については本人の確認を基本とすべきであるというふうにしています。

こうしたオプトイン方式に全国统一することで、これは余計なことかもしれませんが、市町村行政のところでもいろいろお話を聞きますと、いろいろな大変さがあるというお話も

聞いておりますので、そういったことも解決できるのではないかと思いますし、基本的に個人情報重視するという意味からしても、このオプトイン方式がいいと思っています。

それから、選挙人名簿の抄本の閲覧制度ということですが、このところにつきましては表現が非常に不正確であると思いますが、要は、本人が自己の登録を確認する場合以外は全面禁止とするべきですと、ここでは言っています。選挙人名簿は選挙時の選挙事務使用に限定しておくのがいいのではないかと思います。

ただし、書いてはございませんけれども、選挙活動ですとか政治活動のための閲覧があるのかどうか、そういうことがあるのであれば、政党等の意見を聞くとか、そういったことも検討すると、そういうものは必要ないというものではございません。また学術調査とか世論調査等での閲覧をもし認めるのであれば、先ほど申し上げましたような基本台帳の場合と同様に扱いをすべきだと思っています。

そのほか、住民票の写しの交付につきましては、ここには12条第2項と書きましたけれども、「何人も」というところは、私たちが基本にする考え方からすると、これは問題であると思います。ですから、これは削除すると。大量閲覧ではないですけれども、だれでも交付が受けられるというのは問題ではないかと思っています。

いろいろ情報を得ますと、ストーカーですとかドメスティック・バイオレンスとか、生命・身体・財産のおそれがあるというときは拒否できるような自治体もあるようですので、そういった問題も確かにあるのかなと思いますので、これは「何人も」ということではないようにすべきではないかと思っています。

最後に、これは住民基本台帳の閲覧制度についてはさまざま意見があります。その必要性についての具体的な意見集約とか検討会での検討、こちらでの検討結果を公表して、パブリックコメントを求めるなどして、そして最終結論に導き出す、そういった手順も踏んでいただけたらありがたいと思います。

ただし、一定の時間がかかるとしますので、その間の駆け込み閲覧というのが増えても困るなという声も出ておまして、総務省が今年2月、3月に出した通知、ああいったこともきちんと指導を続けてほしいと思っています。

以上です。

【堀部座長】 ありがとうございます。ただいまのご意見につきまして質問などをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【稲葉委員】 原則禁止、例外的に公益性の高いものに限定して、存続ということですか。

が、その例として学術研究、世論調査等というのが出ていますが、この点と、例えば学術研究というものについては認めるということと、下のオプトイン方式を導入すべきであるということとが、うまく整合するのかなという気がちょっとするんです。

つまり、オプトイン方式を導入して、実際に閲覧を認めてもいいという方が少ない場合には、例えば学術研究について認めるというときの学術性というのが、要するに資料価値が下がるとか、データの価値が下がるということで阻害されるおそれがあるわけなんです。その辺をどうお考えになるのかということをお聞かせいただきたいんですけども。

【全国消費者団体連絡会（神田）】 確かに現実的には難しい問題があると思いますけれども、ただ、この法のそもそもの問題は、そういった調査をすることが目的ではないはずですので、目的とは違うわけですね。ですから、あくまでも例外的な活用という範囲での調査ですから、それは極論をいえばやむを得ないのではないかと思います。

でも、そうあってはいけませんので、どういうところに閲覧をさせるのかといった基準について、しっかりしたものをつくって、国民一人一人が納得できるような、ああ、これなら信頼できるよねという中身にして、みんなが協力してもらえるような基準をつくる。そして信頼度のある基準をつくることによって、そこにオーケーを出す人がたくさん増えるというふうにするしかないのではないかと思います。

それが、調査のためにもし閲覧制度を緩めて、個人の情報が侵されるような可能性が残ってしまえば本末転倒ではないかと私は思いますが。

【堀部座長】 いかがでしょうか。では、私から幾つか質問させていただきます。

今のようなことで、オプトイン、オプトアウトですと、世論調査などで統計的に標本が得られない、サンプルが得られないということがありますので、その関係をどうするのかというのがあろうかと思います。

また、これまでヒアリングの中でも出てきています、マーケティングリサーチなども消費者のニーズをとらえる活動であるので、消費者側にもメリットがある、だから、住民基本台帳の閲覧制度を使ってもいいのではないかと、こういう考え方もありますけれども、そのあたりはどうお考えでしょうか。

【全国消費者団体連絡会（神田）】 住民基本台帳というのは、要するに私たちは義務として必ずみんなが登録するわけです。そういった性格のものですから、やはり市場調査とか、先ほどダイレクトメールの話も出ておりましたけれども、そういったことはやはり目的を大きく外れると思っています。めぐりめぐって消費者のためになるという言い方はで

きないわけではありませんけれども、別の方法を考えるべきではないかと。じゃ、別の方法って何と聞かれると困りますが、でも、それはここだけに頼るのではなくて、市場調査であれば別の方法を考えるべきだと私は思います。

【堀部座長】 幾つかまた聞かせていただきます。特に消団連として、あるいは個人のお立場でどうお考えかということなども関心があるところなのですが、ダイレクトメールについては消費者の立場からですと、認めるべきではないという意見のほうが強いんでしょうか。それそも、先ほど言われたようにオプトインであればダイレクトメールも構わないとお考えなのでしょうか。

【全国消費者団体連絡会（神田）】 そこは正直言って両方ございますけれども、どちらが多いかといったら、ダイレクトメールとか、そういうものはだめという意見が多いです。というのは、先ほどちゃんとした基準をつくってと申しあげましたけれども、その基準もなかなか完璧なものができるわけではないですから、一度出たものについてはとめどもなくいってしまう可能性がありますから、そういうことについて懸念する声は確かにございます。

ただ、オプトインにするのでこれも項目の1つに入れて丸をすればいいじゃないかという意見も確かにあるんですけども、そこはまだ突っ込んだ議論はしておりませんが、その範囲ですが。

【堀部座長】 一般論としてダイレクトメールにつきましては、日本人のプライバシー意識調査というのを国でいたしますと、ダイレクトメールが来るというのはプライバシー侵害のイメージとして一番多いのです、複数回答の場合ですが。前に東京都主催の消費者週間か何かで私もいろいろ議論したこともあります。20年ぐらい前になるかと思いますが、そういうときにはダイレクトメールが来るということに対して拒否反応を起こすのが一般的だと思うのですが、住民基本台帳の閲覧制度を使ってダイレクトメールを出すというのと、ダイレクトメール一般と分けてみた場合に、ダイレクトメールそのものについてはどのようにお考えなのでしょうか。

【全国消費者団体連絡会（神田）】 よく聞きますのは、例えば定年退職間近の人にいろんな投資のあれが来たりとか、何でわかるんだろうとか、教師のところに教師あてのようなものが来るとか、よく言われるのは二十歳に近いと着物が来る。これは私も経験しておりますけれども、そういったことについて非常に嫌がりますね。ほんとうにうちのことをよくわかっているんだなど。そういうことの気持ち悪さというのは皆さん持っているとい

うことは確かに言えると思います。

それから、最近の架空請求ですとかおれおれ詐欺、ああいったような振り込め詐欺についても、何でわかるんだろうということもございますし、それはアンケートに出てくるようなのが一般の傾向だろうというのを肌で感じております。

【堀部座長】 先ほど日弁連のヒアリングをお聞きになっていて、弁護士さんの場合には住民票の写しについてはこれまでどおりと言っておられるわけですけれども、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

【全国消費者団体連絡会（神田）】 そういった専門的に必要である、あるいは見られる人の不利益にならないというんでしょうか、利益になるというんでしょうか、そういう面がきちっとチェックされて、これというふうに特定されるのであれば、それはきちっと管理された上であればいいとは思いますが、一般の議論としては、私どもが先ほど冒頭に申し上げました基本的なスタンスというものだと思います。

【堀部座長】 あと選挙人名簿の抄本についてですが、28ページで全面廃止とすべきであるということですが、政党や候補者が選挙運動や政治活動を行う場合に閲覧をするというのを認めるべきだという意見もありますけれども、このあたりについてはいかがでしょうか。

【全国消費者団体連絡会（神田）】 その点につきましてはちょっと私はよくわかりません。実際のところをもう少し検証してみる必要があると思います。

【堀部座長】 よろしいですか。また消費者団体にいろいろ伺いたいことも出てくるかと思しますので、その節は事務局を通して質問させていただきますのでよろしくお願いしたいと思います。どうも本日はお忙しいところをおいでいただきまして、ありがとうございました。

本日の最後のヒアリングになりますが、特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウスさんからのヒアリングに移りたいと思います。先ほど今日の出席者については事務局からご紹介がありましたが、主として三木室長からご説明いただけると伺っております。よろしく願いいたします。

【特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス（三木）】 情報公開クリアリングハウスの三木でございます。隣が理事の奥津でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今日はこのような機会を与えていただき大変感謝いたしております。冒頭、私どもが何

をしているかということ、どのようなところか、ほかは名立たる団体ですが、私どもは弱小NPOですので自己紹介させていただきたいと思います。

お手元に事業案内でどのような活動をやっているか、さっと紹介したもの、大変小さい字で恐縮でございますが、お配りしておりますので、ご関心あれば後でござらんいただければと思いますが、私どもは1980年から情報公開法を求める市民運動という名前で情報公開法の制定運動をやっていた団体でございますが、二十数年間、情報公開・個人情報保護にかかわる、主に公的機関ですが、それにかかわる情報公開・個人情報保護についての制度、政策の整備、それが整備された暁には、それが適切に実行されるよう、市民に対するアドバイスをを行う、あるいは運用の監視を行うということを通じて、市民の権利をより擁護する、保障するという社会整備を行うということを目的にずっと活動してきております。

住民基本台帳の大量閲覧制度に関しましては、隣におります奥津が95年に川崎市で大量閲覧制度の実態について情報公開制度を使って実態を把握し、問題提起をしたのをはじめとしまして、今日、お手元にお配りしたとおり、昨年9月から今年2月にかけて全国、北海道から九州まで88カ所の自治体で市民のボランティアを募りまして、大量閲覧制度についての実態調査というものを行っております。

名古屋市の事件等もございまして、全国紙すべて、それから地方紙等で多く紹介いただいておりますので、場合によったらござらんになっていただいたことがあるかと思いますが、その調査結果につきましては皆様のお手元に今日配らせていただきましたので、関心があればござらんいただければと思っております。

今日は、皆様のお手元の資料の中に、資料7として私どもの意見・要望というものと、32ページから論点整理というものをつけさせていただきました。基本的には意見・要望に従って話を進めさせていただきますが、論点整理については、今日お話しいただくことを文章で説明したものでございます。これについては、まだ実は私どものほうの、一応NPO法人でございますので、理事会等で議論する必要があるんですが、まだそれが済んでいないという段階であること、それから今、全国各地の市民の皆さん、調査に協力していただいた市民の皆さんと、これについて意見交換をしているという段階でございまして、まだ最終版というものではなくて、第1次案という形でございますが、現時点での取りまとめた論点整理というものでございますので、ぜひお目通しいただければと思っております。

冒頭に「はじめに－基本的な視点」ということで、お手元資料の29ページから説明を進めさせていただきます。私どもの基本的な立場といたしましては、個人情報についての利用を全く否定するという立場をとってございません。私どもは生まれてから戸籍ができ、住民登録されることによって、どこのだれであるかということが公的に証明され、いろいろなところに個人情報をゆだねることによって日常生活を送っております。ですから、その意味においては個人情報というのは全く利用されてはいけない、または利用してはいけない情報であるとは考えておりません。しかし、それについては個人情報の性質とか本人との関係について、一定程度きちんとした社会的ルールが必要であると。個人情報の利用については、本人の関与というものも一定範囲で認められるべきであるという観点から、制度について常に考えてきております。

こうした観点から住民基本台帳法を見ますと、これまでのヒアリングでも何人か、日弁連とか消団連さんがお触れになっておりますが、住民基本台帳の届け出というものは義務でございます。私どもには選択肢というものはございません。必ず登録をしなければいけない、そういう個人情報であるという観点に立った制度設計というものが不可欠であると考えております。

そう考えますと、そうした個人情報の利用についてはやはり広い社会的な合意のもとで利用等されるべきであって、現状どうであるかということから制度設計を考えるべきではないと考えております。

なぜこういうことを申し上げるかと申しますと、大量閲覧制度、選挙人名簿の抄本の閲覧制度、閲覧されている情報はいずれも個人情報保護制度にいう個人情報に該当いたします。この個人情報については特に行政機関が権限をもって取得するものについては、利用・提供については厳しく一般的には制約をされております。しかし、大量閲覧制度、それから抄本の閲覧制度があることによって、それが一般的に広く提供されてもいいかのような情報に扱われているということに大変問題意識を持っております。

そういう観点から私どもは、閲覧制度における個人情報の取り扱いについては、公的機関の個人情報保護制度が定める原則に準じて扱われるべきであるということを、まず基本的な立場として申し上げておきたいと思っております。

そうした観点から、まず大量閲覧制度について申し上げます。現行制度の問題点といたしまして私どもは、住民基本台帳の1条の目的規定と閲覧制度の運用実態については、不整合を起こしている。さらに目的規定からかなりの逸脱をしていると考えております。住

基台帳の整備の目的は、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするためということをもって住基台帳というものはつくられ、その利用範囲については、住民に利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的として利用するということになっております。

商業目的の閲覧というのは現行制度において広く認められておりますが、不正な目的での閲覧等のチェックが事実上不可能であるという状況もありまして、これまで悪用・問題事例も多く、問題点が指摘されているところがございますが、そうした問題点を別にして、やはり目的を超えた利用という原点に立って制度を考えていただきたいと思っております。

そういう観点から考えますと、現在、住基情報を私どもは届け出ておりますが、この利用実態に対しては社会的合意は少なくともない。市民の方からは「何でこんな制度があるのか。信じられない」という言葉がこの間飛び交っております。そういうことを私どもは問題点としてまず考えてございます。

閲覧制度の存続についてでございますが、基本的には個人情報保護制度においては個人情報の収集・保有の際にはできる限り目的を特定することが求められております。個人情報の利用・提供はその目的の範囲内に限られるというものを原則としてございますので、住基台帳法の目的を考えれば、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、それに類する事務以外での利用は目的外での利用と考えております。ですから、閲覧制度を今のような形で目的規定を超えて認めるのは廃止をすべきであるという立場でございます。

ただし、個人情報保護制度では、取得の目的を超えて外部に個人情報を提供する、または目的外に利用するということは一定の範囲で認められております。その範囲においては、当然、目的外の利用であっても外部提供であっても認められるということについては差し支えないと考えておりまして、この場合は、目的外で外部に提供する場合については一定の規定を整備すべきであると考えてございます。

次のページ、2ページ目にまいりますが、閲覧については2通りあると考えてございます。1つが公的機関が閲覧を行う場合、2点目が公的機関以外の民間が閲覧を行う場合の2通りが現在ございます。

まず公用閲覧について申し上げます。公的機関については個人情報保護制度がほぼすべて整備をされておまして、公的機関自身は個人情報を収集・保有する際には、その目的をできる限り特定をした上で収集・取得をするというそもそもの義務が課されております。これに従えば、閲覧時に目的が特定されていなければならないということになるわけでご

ざいます。現行では公用閲覧については目的を明示することが免除されてございますが、閲覧請求時に少なくとも目的の明示は義務づけるべきであると考えてございます。

公用閲覧は、1つが住民基本台帳法の目的に定める範囲内の閲覧である場合というのもございます。それから目的外の場合もございます。ただし、それについては、それが目的の範囲内かどうかというのは必ずチェックをする必要があるだろうと考えてございますので、目的を明示した上で市区町村長が判断するというのを原則にすべきだろうと考えております。

住基台帳法の目的外に該当する閲覧の場合は、個人情報保護制度ではそうした場合には事務事業を遂行するために閲覧することに相当の理由があると判断した場合に外部提供を行う規定を整備してございますので、住基台帳法においても同様に判断すべきだろうと考えてございます。

それから公用閲覧請求については現在、職員が職務のために閲覧することについて認める規定になってございます。これは少なくとも公的機関が機関として閲覧請求を行うような仕組みにすべきだろうと考えてございます。

続いて、公的機関以外に閲覧を認める場合について説明を申し上げます。現行の住基台帳法の目的にかんがみれば、公的機関以外の大量の閲覧は原則として目的外での外部提供と位置づけるべきだろうと考えております。その場合は、行政機関個人情報保護法の公的機関以外に目的外に外部提供を行う規定に準じた範囲で認めるのが適切であると考えております。

具体的にはどのような範囲になるかということ、高い公益性を有する閲覧目的にのみ閲覧を認めるということで、例示として学術機関が行う場合、報道機関が行う場合、それが公益が高いと認められた場合には閲覧を認めるということを原則すると。しかし、公益性が高いものについてすべて細かく例示をするということは不可能であると考えてございますので、そのほかにも公益性が高いと認めるものについては一定の条件のもとで閲覧を認めるということが適当だろうと考えております。

閲覧を認めた場合については、閲覧の目的、閲覧者については一定の範囲で情報公開をすべきだろうと考えております。これは自治体の個人情報保護条例では少なくない自治体が目的外に外部提供した場合については、どのような情報がどのような目的で外部提供されたのかということは情報公開されております。これによって裁量的な、不適當な、広い裁量に基づく外部提供を抑制する、それを市民が監視することによってそれを抑制してい

くという考え方をとってございます。ここでもその原則は少なくとも貫かれるべきだろうと考えております。

さらに申し上げますと、自治体、国の個人情報保護制度では外部提供の要件に当たると認められた場合についても、個人の権利・利益を不当に侵害するおそれがある場合は閲覧を認めないという規定を必ず設けております。こうした規定についてもやはり設けるべきだろうと考えております。

ただ、目的外に閲覧を認める場合については、目的外利用という形で法律で定めるということ以外にも、住基台帳法の目的規定の変更によって行うことも可能だろうとは考えております。しかし、目的規定を変更するという事は、定め方によっては、現在4情報のみ認められている閲覧を4情報以外のほかの住基情報にも適用されることとなりますので、そこは4情報の目的のみを変更することが可能であれば、目的規定の変更もあり得ようと考えております。それから、市区町村の個人情報保護条例に判断をゆだねるということも1つの方法としては考えられるとは考えてございます。

次に、閲覧された情報に対する措置についてですが、これは個人情報保護条例の中には少なくとも設けられている規定でございます。少なくとも閲覧する場合は市区町村と同じ程度の個人情報保護に関する措置が講じられているということが当然条件になりますので、そうした措置を講ずることを求めること、それから個人情報については使用目的等の条件を付することということで、閲覧制度についてもそうした根拠規定、つまり市区町村長が何らか判断する際の根拠規定を設けるべきだろうと考えております。

さらに、こうした条件が適切に遂行されているかどうかを判断するために、個人情報の利用状況、廃棄等の状況について報告を求めることができるという規定を設けることで対応すべきだろう。こうした規定を設けることによって、市区町村長の責任というものが最終的に遂行されると考えてございます。

そのほかについては、当たり前のことではありますが、閲覧請求に関しては適正な手続というものを必ず定めていただきたいということでもあります。

それから事務の効率化、個人情報保護の観点から、閲覧請求で閲覧が求められた範囲で4情報を抽出して閲覧させるという方法が望ましいと考えております。プリントアウトすると大変だと思いますので、ディスプレイで閲覧させるということが一番適切ではないかと考えております。

なお、ここで、従来から閲覧用のリストが住所上の世帯別に並べられることによって、

4情報以上の世帯構成の情報が提供されるということが名古屋市での不幸な事件につながったという経緯がございます。現行制度を前提に私どもはリストの並べ方を変更すべきだと申し上げておりますが、今、申し上げたような範囲で制度が利用されることであれば、そもそも住基台帳は世帯別に構成されておりますので、世帯別に並べる、あるいは住所順に並べるということも問題はないのではないかと考えております。

こうした今まで述べてきたような前提に立つのであれば、罰則については現行制度の維持でよいのではないかと。つまり、個人情報の本人開示を行うときの罰則規定と同等でいいのではないかと考えてございます。

続きまして、抄本の閲覧制度については、現在、何のためにこの制度があるのかという目的が法律上不明確でございます。その結果、解釈等、立法経緯等を見ると、正確性を確保するために閲覧制度または便宜供与規定があると解釈されているようでございます。そういった観点から見ると、現在の閲覧制度というのは本来の趣旨から逸脱して拡大解釈をされているのではないかと考えております。

さらに申し上げますと、公民権を停止中に転居いたしますと、選挙人名簿には登録されないということになります。選挙人名簿の閲覧制度というのは間接的に前歴者情報の提供につながるおそれがあるという点では、住基台帳とは明確に区別をして議論していただきたいと思っております。

抄本制度のあり方については、正確性の確保という観点で、本人から、あるいは特定個人についての閲覧は認めるべきであると考えますが、それ以外は認める必要はないと考えております。

閲覧制度の規定の中には、閲覧のほかに、その他適当な便宜供与という規定が入ってございますが、便宜供与の趣旨が明確ではないということもありまして、ある自治体では名簿のコピーを認め、ある自治体では認めないという運用がされております。これは私ども、趣旨が明確ではないからであると考えておりまして、まず便宜供与の趣旨を明確にすべきである。それが不必要なのであれば削除すべきであると考えております。

公共目的の世論調査等の閲覧についてですが、先ほど申し上げたとおり、選挙人名簿というのは前歴者情報の提供につながりかねないということもございまして、それから、住基台帳が閲覧制度を必要な部分だけ抽出させるような閲覧のさせ方をするのであれば、選挙人名簿を代替することが可能であるということで、閲覧については住民基本台帳の大量閲覧制度のほうに統合すべきであると考えております。

さらに候補者等による閲覧ですが、これはこの検討会で配付されている資料を拝見いたしますと、地方選挙における選挙運動の制約等が大きな理由として挙げられております。それは閲覧制度の問題ではなく、あくまでも選挙運動に関する規制の問題であります。そちらのほうを見直す中で、閲覧によるそれを代替する、または埋め合わせするというものではなくて、そちらの見直しにゆだねるべきだろうと。さらに言うと、先ほど申し上げたとおり、前歴者情報の提供につながりますので、これは廃止をすべきであると考えてございます。

奥津からこの後少し補足がございます。

【特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス（奥津）】 クリアリングハウス理事の奥津でございます。ほんとうはボリュームからいうと1時間ぐらい時間をいただきたいんですが、あまり時間がないので一、二分で、先ほどの議論を聞きながら2点気になったところがありますので、補足をさせていただきます。

1つは、オプトアウト、オプトイン。どうも混乱して理解されている部分があるので、座長を前に失礼なんですけれども、そもそもオプトアウト、オプトインというのは、個人情報保護と利用の調整の手法である。まずオプトアウトというのは保護と利用のうちの利用を重視しようという仕組みであります。この住基の問題でいうならば、利用というのは公開であります。また、この検討会が原則禁止をしようということであるならば、そもそも公開に比重を置いたオプトアウトというのは論理的にいつておかしいだろうというのが1点です。

もう一つは、オプトインは利用よりも保護に重心を置きます。その意味では、原則禁止というこの検討会の方向性とも合致するとは思いますが、問題は、それを役所がやるべきかどうかという点に尽きます。今、官民の役割分担が進んでいく中で、例えばそれを役所がコストをかけてやるべきかどうか。しかも、法律を改正して、全国一律でやるべきかどうかはまた別問題だろうと思っています。もちろん自治体で中小企業振興策としてやはり名簿の提供等が必要であるという判断があれば、自治体が市民課ではなくて商工課の仕事としてやるというのが1つ考えられるとは思いますが、ここは法律を審議しているわけですので、その意味でもオプトインというのはとり得る判断ではないと思います。

さらに言うと、先ほどから三木が強調していたように、彼女の発言の中には「目的」がたくさん出てきたことで我々の観点がわかったと思いますが、あくまでも公証というのがこれまで言われてきた住基大量閲覧の目的であります。ダイレクトメール等は目的に入っ

ていないわけですので、その目的規定を全面的に改めるならば別問題ですが、そうでない限りはやはりオプトインもとり得ない。

そして最後に1つだけ。コストがあまりにもかかり過ぎます。私はクリアリングハウスの理事として全国各地の自治体で個人情報保護の研修で講演の講師を務めてきました。この問題は再三再四取り上げましたし、いろいろな現場の方々の意見を聞いておりますけれども、少なくともここでオプトアウトとかオプトインとか、めちゃくちゃなコストがかかるのを全国一律にやるというのはちょっと信じがたい判断になると思いますので、ぜひそれは、日弁連や消団連の方には申しわけないんですけども、やめていただきたいと思っています。

あともう1点は自治事務の関係なんですけど、先ほど三木のほうからも話がありましたが、仮に一番美しいケースは何かというと、法律では公証しか定めていないので、報道目的の利用や学術研究の利用も、少なくとも現行法の目的を見る限りはできないんです。じゃあ、どうやって認めていくかという1つのチョイスとしては、自治体が独自に判断するというのはあり得ます。

ただ、そのときに具体的にどうするかというと、個人情報保護条例をほとんど持っていますので、保護条例の中で法律では何とも書いていないけれども、目的外の外部提供を住基台帳についてやりたいということで、内部的に基準をつくって認めるか、または審議会・審査会、第三者機関に諮問するかということになると思いますが、これがまた、今2,000を切っておりますけれども、数多くの自治体でやるということも相当しんどかろうと思っていますので、我々も三木とその話をしたんですが、ある程度報道目的とか学術研究目的の利用はあり得るので、多少ここで一定の水準を出していただいたほうがいだろうという考え方です。

あと1つだけ言って終わりにしたいんですが、統計とか市場調査はわかるんですが、実は過去にこういうことがありました。ちょうど10年ほど前ではありますが、事実としてあったんですが、世論調査目的で政治結社が大量閲覧を利用していた。複数です。目的は、青少年に対する政治または思想についてのアンケート。これはうそですね。うそで、実際にはターゲットの身元調査をやっていたと思われる節があります。

つまり、統計とか市場調査とか、そういうような目的だけでなく、こちらで議論なさったように主体で認めていく。または、手続で絞っていくということをやらないと、かなり危ない実態があると思います。そのときに、ぜひ考慮していただきたいのは、市場調査、

統計調査をやるにしても、その主体が少なくとも個人情報保護法、マスコミの場合はまた別の問題がありますが、保護法の趣旨にかなった対策を講じているのかどうか。一番いいのは、認定団体もあるんですから、ある程度そういうようなきちんと管理できる団体に主体を絞っていかないと、いろいろな方がアンケートをやります、市場調査をやります、世論調査をやりますので、抜け道が出てきてしまうと思いますので、その点だけつけ加えさせていただきます。

【堀部座長】 どうもありがとうございました。

大変貴重なご意見をお二人から出していただきました。いかがでしょうか。何か質問。では、中田委員、どうぞ。

【中田委員】 ありがとうございます。

通しページの30ページの(4)の上から3つ目のポツのところ、「高い公益性を有する閲覧目的のみに閲覧を認めることとし、学術機関が学術研究のように供するために行う場合、報道機関が報道のように供するために行う場合で、なおかつ公益性が高いと認められる場合に閲覧を認めることを原則とする」といったところなどが象徴的ですが、概念としてはわかるんですけれども、これを制度としてどうつくるのかということについてお考えをお聞かせいただきたい。

【特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス(三木)】 現在の個人情報保護制度で、専ら統計または学術研究のために用する場合については、外部提供を認めるという規定になってございます。私たちの基本的な考え方としましては、どのような場合が公益性が高いのかということについては、主体だけでは決められませんし、目的だけでも決められないというところがありますので、両方総合的に判断するしかないと考えております。

その場合に、例えば、学術機関といっても、学術機関の定義は一体何かと申しますと、事実上ないに等しいと思っております。報道機関についても同様でございます。そういうことを考えますと、例示として、学術機関で学術研究の用に供するというようなもので、それが不当な目的ではないということがわかれば認めざるを得ないだろうということでありまして、あくまでも報道機関、それから学術機関については、1つの例示としてとらえております。

さらに言うと、学術機関と報道機関については、比較的広い社会的合意として、公益に資するものであるということについては、一定程度の合意はあるだろうということを前提に例示として示したというところでもあります。ただ、何についてそうした合意があるか、

外部提供の要件に該当するかということについては、それはすべてを例示することは事実上できないということでありまして、最終的には、そのほかについては自治体、制度を運用する市区町村の判断にゆだねざるを得ない。それについては、先ほど申し上げたとおり、一定程度情報公開を、つまり、どういう目的で、どこに提供したのかということを経営公開することによって、市民の監視のもとに置くということを通じて、適正な判断、それから、社会的議論を行っていくということでやるしかないだろうと。あまりお答えになっていないかもしれませんが、そういう立場でこういう形に整理をさせていただいたところでもあります。

【特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス（奥津）】　　ちょっと補足を。

熊本市で、今度来るときにお話があると思いますが、もう来たんですね、そのときにあったと思いますが報道の定義で、たしか日本放送協会、または新聞協会加盟と書いてあったと思いますが、やはりすべて法律じゃないにしても、その下の部分であるにしても書き込むことは難しいと思いますので、何らかの、バスケットクローズというんですが、ざるから漏れた水をすくうような規定で、あとは事実上、それを、面倒くさいんですが、自治体であれば第三者機関がありますので、第三者機関にかけて、これが公共目的かどうかをチェックすることはできると思うんですが、そういうような制度デザインをやるしかないなと思っています。ある程度しか限定できないだろうということですよ。

【片木委員】　　奥津さんに、先ほどオプトイン、オプトアウトのコストが大変だと。もう少し具体的に、何か数字とか根拠か、何かそういうものがあればご説明いただきたいなと思ったんですが。

ちょっとそれと関連するんですけども、クリアリングハウスの情報公開と個人情報保護、これを非常に熱心にされている団体だとお聞きしましたが、基本的スタンスですね、今回の問題に臨む。情報公開のほうから迫っているのか、ちょっとそこははっきりしないかもしれませんが、もし何かそういうところを説明いただけるんだったら。どういう関心事項から、この問題に対して。単純に個人情報保護を推進すると、そういうことでよろしいんですか。そこも含めて、ちょっとお願いします。

【特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス（奥津）】　　それでは、私のほうから、コストの問題ですが、これは数字はありません。ただ、単純な計算はできますが、先ほど出ていたように、横浜市で住基ネットをやったときのコスト、今三百六、七十万人ですか。それを単純に、日本の人口にアップしていけばいいというのが1つの数字の出し方です。

あともう一つは、それ以上のコストなんですけど、インフォームド・コンセントなんですね。コンセントだけじゃなくて説明をしなきゃいけない。その説明をするときに、おそらく、医療でもそうですが、リスクを説明しなきゃいけないですね。例えば、ダイレクトメールを送って下さいという名簿に載せることの意味ですね。それを利用する方を絞れるならいいです、危なくない人は除くとか。でも、そういうようなことはないですので、悪質商法にも利用されるおそれもあるという危険、リスクも説明しますので、そういう説明のコストもかかりますし、おそらくリスク説明をしたら、ほとんどの人は載らないですよ。

ですから、その意味でも、今度はコストとベネフィットですが、仮にコストをかけても、どれだけ載る人がいるのかという点で、かなり疑問であるというのが私の見解です。

【特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス（三木）】 基本的スタンスでございますけれども、私どもが1つ判断の基本にしているというか、最大限の基準にしているのが、義務的にこちらが提供している情報、法律に基づいて義務として提供しているものについては、これは保護でございます。公開では一切ございません。それから、利用に関しては、公益性、それから社会的合意、奥津がインフォームド・コンセントと申しましたけれども、そうしたもののもとでなければ、それは義務として集めることをやめていただきたいということになると考えてございます。ただし、情報公開と個人情報保護は必ずしも対立する概念としては考えておりませんで、個人情報保護をするために情報公開が必要だという立場を一貫としてとっております。それは、個人情報の取り扱いの透明性を確保することによって、市民がその個人情報保護制度の運用について監視をし、必要があれば本人開示請求等、自分の権利を行使をしていくというのが適切なバランスだろうと考えておりますので、必ずしも情報公開と個人情報保護を対立する概念としてとらえているわけでもないということは申し上げておきます。

【片木委員】 わかりましたが、先ほどおっしゃった個人情報保護法の原則の公的機関以外に閲覧を求める場合の学術機関とかですね、その問題についてのほうのお答えは、今言った個人情報の目的からいった関係ではどういうふうに整理されているか、一言だけお聞きしたいと思います。

【特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス（三木）】 学術研究目的も、それから、報道機関の目的も、目的外の利用ということに考えております。ですから、限定的かつ合理的な範囲でのみ認められるべきであると考えてございます。

【堀部座長】 ありがとうございます。

まだ、ほかにもいろいろ質問があるかと思いますが、時間の制約もございますので、また後で質問させていただくかもしれません。その節はよろしくお願ひしたいと思ひます。本日はいろいろ具体的な調査などに基つきまして、また、具体的な貴重なお意見をお出しいただきましてどうもありがとうございました。これで情報公開クリアリングハウスからのヒアリングを終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、予定いただきました時間になりつつありますので、次回の政党のヒアリングにつきまして、滝本課長から、まず簡単にご説明いただきたいと思ひます。

【滝本選挙課長】 選挙課長でございます。

次回、政党からのヒアリングをお願いいたしたいと思っております。実態調査でも明らかになりましたように、報道機関の世論調査の利用とあわせまして、選挙、政治活動に選挙人名簿がかなり使われているという実態もございます。対象政党であります、15年の総選挙、それから16年の参議院の通常選挙で名簿を提出した政党、そこに出ております。自由民主党、民主党、公明党、日本共産党、社会民主党の政党職員からヒアリングをお願いいたしたいと思っております。

ヒアリングの項目であります、2のところに出ておりますように、選挙人名簿を閲覧しているかどうか、それからまた、その情報をどのように活用しているか。また、管理をどのようにしているか。それから、今後の話であります、閲覧ができなくなった場合、あるいはコピーが認められなくなった場合、それから、今閲覧は住民基本台帳と異なりまして手数料を取っておりませんが、もし手数料を取るような場合、どのような政治的、あるいは選挙上の影響が生じるかというようなこと。それから、その他閲覧制度の見直しに対しての意見。あわせまして、これは必ずしも政党本部のヒアリングからわかるかどうかわかりませんが、個々の候補者、政治家が選挙人名簿をどのように利用しているか、その実態につきましてもわかる範囲で事情聴取をしていただきたいと思っております。

問題は、3番の実施方法なんですが、政党という特殊性がございます。国会でフリーハンドで今後、この法律改正についても議論をしていただかなきゃならないということもございまして、事務的に当たった段階で、会議は非公開にしてもらいたい。それから、議事録は作成しない。その前提でヒアリングに応じたいという意向を受けているところでございます。そういうことでございますので、できましたら今申し上げたような枠組みの中で、当検討会でヒアリングを行っていただきたい、そのように考えているところでございます。

以上であります。

【堀部座長】 ありがとうございます。

その点についてですが、選挙人名簿の利用が政党でどうなっているのかということで、政治活動にもかかわることですので、今滝本課長からございましたように、政党のほうも会議は非公開にさせていただきたい、議事録は作成しない、こういうことでヒアリングに応じていただけるということですので、そういう扱いにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【堀部座長】 特にご異存ないようですので、そのようにさせていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。

それでは、次回は政党からのヒアリングになりますが、今後の予定につきまして望月課長からご説明をお願いします。

【望月市町村課長】 資料の9をお願いいたします。5回目以降でございますけれども、5回検討会は今の政党ヒアリングでございまして、別途、連絡をさせていただきます。

6回は8月30日、7回は9月21日と、記載のとおりでございますが、6回の8月30日のときには海外調査の結果につきましてご報告し、論点の整理をご報告させていただきます。海外調査につきましては、現在、具体的にやっているところでありまして、自治体国際化協会の現地事務所でありますとか、また、私ども直接参りまして調査を今やっているところでございます。

それから、7回の検討会、8回の検討会では報告書の案、あるいはその案のできたものにつきましてご検討いただきたいと思いますと思っております、9回の検討会は予備の日といたしましてとってございます。よろしくをお願いいたします。

それから、資料10をお願いいたします。

資料10は、3月の議会以降、各県議会、あるいは各市区町村議会で意見書の議決がございまして、いずれも住民基本台帳の閲覧制度について抜本的な見直しを望むといった内容の意見書が、ここにごございますように、都道府県では9団体、市区町村では233団体、41都道府県にわたりますけれどもあります。一覧表が下のほうにごございますけれども、いずれも内容はそういった内容であります。今日時点で市町村の数2,350ですので、約1割の団体から同旨の意見書が議決されまして、総務大臣あてに届いております。

以上です。

【堀部座長】 ありがとうございます。

それでは、松本政務官に冒頭もご発言いただきました。何かご発言があればと思いますが、いかがでしょうか。

【松本政務官】 一言、お礼だけ申し上げたいと思いますが。堀部座長をはじめ、委員の先生方には、ほんとうに長時間にわたりましてヒアリング、熱心にご議論いただきまして、まことにありがとうございました。ちょうど折り返しでございまして、10月を目指しまして、さらなるまたご尽力賜りますよう、よろしくお願い申し上げ、お礼にかえます。ありがとうございました。

【堀部座長】 ありがとうございました。

事務局のほうは、何かございますか。

それでは、予定の終了時刻を5分ほどオーバーいたしました。本日の第4回検討会は以上で終わらせていただきます。どうも長時間にわたりましてありがとうございました。

— 了 —